

賜の物件を迎え、併びに京より回るの使臣の向志道・鄭徳潤、都通事の毛発栄を接り、閩に在るの存留通事の蔡大鼎等と与に帰国せしめんとす。

祈るらくは、^撫督兩院に転詳せられ、来船の員伴を將て例に照らして館駅に安頓せしめ、存留の官伴を除くの外、其の余の官伴・水梢は事務の完竣するを俟ちて、来夏の早汎に於て貢使等と共に均しく原船に坐駕せしめ、遣撥して返棹せしむるを准されんことを、等の因あり。

又、咸豐十二年の夏、都通事の梁超群等を遣わし、海船一隻に坐駕し、福建省泉州府晋江县の難人蔡改等五十一名を護送し、前みて閩省に詣らしむ。祈るらくは^撫督兩院に転詳し、例に照らして題明せしめ、難人をして各々原籍に還らしめ、並びに来船の員伴を將て館駅に安頓し、事務の完竣するを俟ちて、今夏の風汎に于て原船に坐駕せしめ、遣撥して返棹せしむるを准されんことを、等の因あり。業經に貴司に移咨して各々案に在り。

茲に査するに、該船二隻は夏を過ぎ秋に至るも尚お未だ歸るを見ず。恐らくは或いは本国の属島に漂入せるか、抑も或いは風に阻まれて閩地にあるか、均しく未だ定むべからず。統べて祈るらくは、貴司、仰いで皇上の遠人を懐柔するの至意を休し、代わりて査訪を為されんことを。

若し或いは閩省にて阻滞せらるれば、遣撥して回国するを賜らんことを乞う。望むこと切なり。此れが為に備に貴司に咨す。

請煩わくは査照して施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豐十二年（一八六二）八月初二日

注*語注は「三〇二〇二」「三〇三二七」参照。

3-06-07

琉球国中山王世子尚泰より關係当局あて、咸豐十二年（同治元）の進貢使向啓元らを派遣するに当たり、便宜を図られたき旨、魏掌治等に付した符文

（咸豐十二、同治元）《一八六二》、八、二）

琉球国中山王世子尚（泰）、進貢する事の為にす。

照らし得たるに、敝国は^{かたはな}叨くも天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に咸豐十二年の貢期に当たれば、特に耳目官の向啓元・正議大夫の林長隆・都通事の魏掌治等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百を過ぎざるの員名を率領し、海船二隻に坐駕し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を將て、均分して兩船に装載せしめ、一船の札字第三百二十六号は硫

